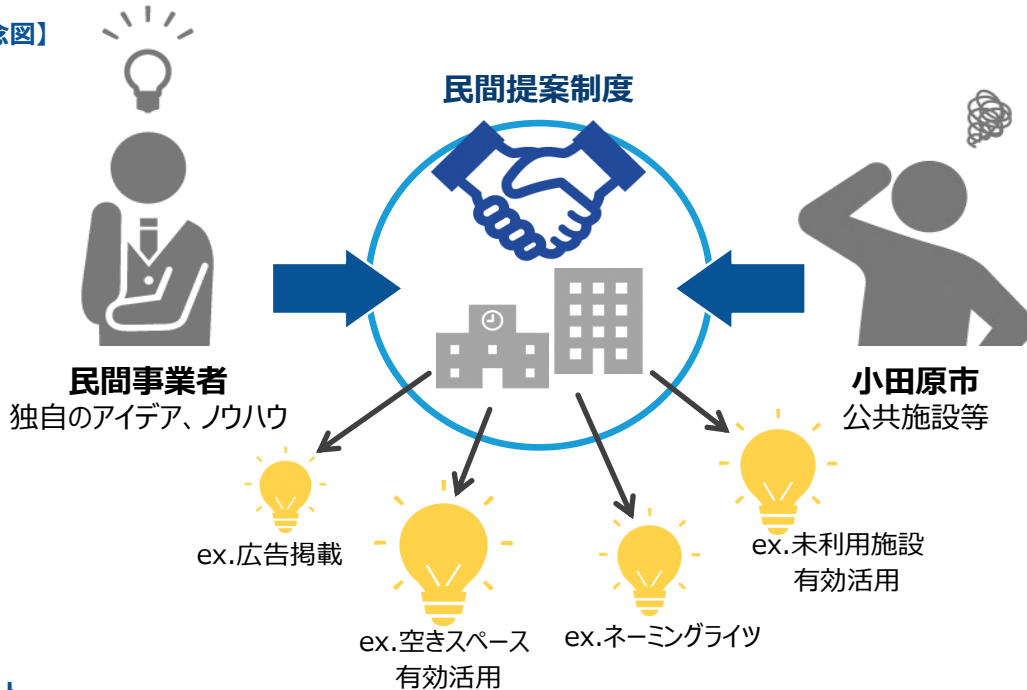


小田原市公共施設等に係る民間提案制度の概要

1 趣旨

本市の公共施設等を有効活用しまちの魅力・価値を高めるために、市にはないノウハウやアイデアを持つ民間事業者の皆さまとの一層の連携に向けて、民間事業者の発意による提案を、市と民間事業者の協議により事業化していく制度です。

【制度の概念図】



2 制度のポイント

- ・まちの魅力向上や市民サービスの向上、歳入増加、歳出削減につながる提案を求めます。
- ・事前相談、詳細協議で、市と民間事業者様と一緒に事業を作り上げます。
- ・原則として、本市における新たな財政負担を伴わないものとします。（本市が新規に予算を計上すべきと判断したものについては、この限りではありません。）
- ・提案が採択となった場合は、協議等が整い次第、提案者と契約します。
- ・対象とした公共施設等の中から、どの施設に対してでも提案いただくことができます。

3 事業化までの流れ

- ※毎年度1回、全庁に案件を照会し募集を行います。
- ※採択となった提案でも、協議が調わない場合や予算等が成立しなかった場合には、事業化されません。



4 公民連携推進のための制度の特徴

- ・募集時点では細かい仕様は設けません。
- ・サウンディングや事前相談などご提案いただくまでに十分な対話の場面を用意します。
- ・独自のノウハウの保護を配慮しながら進めます。
- ・提案採択後に十分な詳細協議の時間を設けます。